

欧州における負債と資本の 概念形成をめぐる問題

—EFRAG討議資料（2014）による争点と示唆—

池村 恵一

目次

- 1 はじめに
- 2 負債と資本の概念形成をめぐる国際的な動向
 2. 1 概念フレームワークにおける負債と資本に関する問題の経緯
 2. 2 IASB概念フレームワーク見直しプロジェクト
 2. 3 EFRAG討議資料（2014）の公表
- 3 EFRAG討議資料（2014）における負債と資本の概念形成の試み
 3. 1 情報提供目的に基づく分析視座
 3. 2 貸方の構成要素の編成に関する選択肢
 3. 2. 1 貸方1区分
 3. 2. 2 貸方2区分
 3. 2. 3 貸方3区分（以上）
 3. 2. 4 小括
 3. 3 貸方2区分のもとでの負債と資本の積極的な定義
 3. 3. 1 構成要素の定義づけに関する一般論
 3. 3. 2 資本の積極的な定義の可能性

- 3. 3. 3 現行における負債の積極的な定義
- 3. 4 資本請求権の移転発行義務による負債の拡張可能性
- 4 EFRAG討議資料（2014）における追加的な構成要素の提案
 - 4. 1 企業価値に積極的に参加連動する義務を分類する構成要素
 - 4. 2 資本請求権の移転発行義務を分類する構成要素
- 5 概念フレームワークの構成要素の体系化に対する示唆
 - 5. 1 議論のプロセスから得られる示唆
 - 5. 2 提案と分析から得られる示唆
- 6 おわりに

1 はじめに

企業会計における負債と資本⁽¹⁾は、企業の資金調達がどのような請求権に基づいて行われているかを明らかにするために、また、ある範囲の資金提供者や請求権者に対してどの程度の利益が得られたかを明らかにするために必要不可欠な概念である。また、負債と資本は、それぞれが識別されていなければならない、その概念的な区別の問題は、企業会計上の重要な論点として注目されてきた。負債と資本の区別に関する議論は、古くは米国にみられた会計主体論、1970年代の米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, FASB）による概念フレームワークに関する議論にみられ、最近では、国際的なインフラとして注目される、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, IASB）による

(1) 本稿においては、EFRAG討議資料（2014）で用いられている「equity」という用語に対して、「資本」という訳語を当てている。「equity」に対する訳語としては「持分」も用いられることがあるが、本稿においては、持分を金融商品の保有者が享受できる権益という意味で用いることとする。

概念フレームワーク（以下、IASB概念フレームワーク）および国際会計基準（International Financial Reporting Standards, IFRSs）の開発の議論においてみられる。負債と資本の区別，より具体的に，それらの概念形成に関する議論は，既存のIASB概念フレームワークやIFRSsに変更をもたらしうる制度上の大きな課題である。

一方，IFRSsの適用については，日本や米国に先駆けて2005年から欧州において本格的に適用されている⁽²⁾。欧州では，主に欧州における利害関係者団体や基準設定主体から構成される欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group, EFRAG）がIASB概念フレームワークやIFRSsの開発に対して積極的な関与を示している⁽³⁾。IASBによる開発に対して欧州の意見を積極的に発信し，それをIASB概念フレームワークやIFRSsに取り込ませることが大きなねらいであろう。IFRSsの最大規模の利用者である欧州が自ら利用する国際的なインフラの開発に積極的に関与することは自己の便益を獲得するために自然なことである。

欧州における負債と資本の概念形成をめぐる議論に関しては，2008年にEFRAGがサポートする形で，「欧州における先導的な会計活動」（Pro-Active Accounting Activities in Europe, PAAinE）ワーキング・グループから，討議資料『負債と資本の区分』—以下，PAAinE討議資料（2008）が公表されている。これは，IASBによる開発に対して先導的に議論を展開しようとする試みである。その当時，IASBはFASBと概念フレームワークに関する共同プロジェクトに着手しており，2007年にはFASBから，2008年にはIASBから，共同プロジェクトのもとの成果物である『資本

(2) 厳密には，IAS適用命令により，EU域内の資本市場に上場する企業の連結財務諸表に対して適用されている。

(3) EFRAGは，IASBの基準設定プロセスに関するすべての問題について，議論の早い段階から関与することを目的とした組織であり，IFRSsに関する問題を技術レベルで検討し，欧州委員会に助言する役割を担っている。

の特徴を有する金融商品⁽⁴⁾』が公表されている。PAAinEからの討議資料(2008)の公表は、FASBおよびIASBによる公表のタイミングに調整されており、その背景には自らの提案とFASBおよびIASBによる提案とを相対化させて論点を喚起し、欧州の意見を積極的に発信することが意図されている。また、EFRAGは、IASBによる2013年の討議資料『財務報告に関する概念フレームワークの見直し』—以下、IASB討議資料(2013)の公表に再びタイミングを合わせる形で、2014年に討議資料『請求権の分類』—以下、EFRAG討議資料(2014)を公表している。

本稿の目的は、概念フレームワークにおける負債と資本の概念形成に関する国際的な議論の現状を整理するとともに、EFRAG討議資料(2014)で提示されている各種の提案と分析を概観し、負債と資本の概念形成をめぐる問題に対して、それら提案と分析からどのような示唆が得られるのかについて検討を加えることにある。

概念フレームワークは、会計基準を開発する際の指針であり、また対象となる会計基準が存在しない場合に実務が基づくべき処理の指針としての役割がある。概念フレームワークに関する研究は、会計処理の是非を問うための根源的な問題を扱うものである。また、負債と資本に関する問題は、とくに概念フレームワークにおける会計観と密接に関わる重要なものである。欧州におけるEFRAGの活動成果であるEFRAG討議資料(2014)に注目するのは、欧州が日本に先駆けてIFRSsを適用した経緯があり、IFRSs開発に対して欧州における議論の成果をどのように織り込むかという課題について豊かな経験を有していると考えられるからである。着目すべき点は、EFRAG討議資料(2014)がIASBにおける議論との整合性を図る形で、

(4) 以下、FASB予備の見解(2007)とIASB討議資料(2008a)とする。

(5) 青木(2011)は、PAAinEの主要メンバーの所説やFASB予備の見解(2007)を取り上げながら、PAAinE討議資料(2008)に検討を加えている。

負債と資本の概念形成をめぐる問題に対してどのような提案と分析を提示しているか、また、それら提案と分析からどのような示唆が得られるかというところにある。

2 負債と資本の概念形成をめぐる国際的な動向

ここでは、負債と資本の概念形成をめぐる問題が国際的な議論として取り上げられるようになった背景や、現在に至るまでの議論の経緯を説明する。

2. 1 概念フレームワークにおける負債と資本に関する問題の経緯

負債と資本の概念形成をめぐる問題が制度上の課題として大きく取り上げられるようになったのは、自社株式を対象としたオプションなどのデリバティブが、資金調達的手段のみならず報酬の提供や債務の決済などの手段としてさまざまに用いられるようになった1990年代以降の頃からである。当時の資本の考え方は、基本的に、現行のIASB概念フレームワークと同様、資産（経済的便益）と負債（経済的便益の犠牲）の差額概念として捉えるものであった。この定義のもとでは、自社株式で決済されるオプションなどのデリバティブは、経済的便益の犠牲に該当しないため、すべて資本に含まれることになり、この差額概念としての資本の考え方に疑問が呈されるようになった⁽⁶⁾。

これを契機に、資本の定義、さらには負債の定義に変更を加えようとする

(6) 差額概念の資本に対する批判としては、たとえば当該資本が株主と株式オプション保有者の持分から構成されるために、彼らにまともって帰属する利益が計算されてしまうということがあげられる。株主と株式オプション保有者を識別したうえで、資本を普通株主の持分に限定するような企業会計の利益計算を主張するものとして、たとえば、Kirschenheiter et al. (2004) や Ohlson and Penman (2005) があげられる。

る動きが、2005年頃のFASBによるプロジェクト活動においてみられるようになる。2006年以降では、優先株式や自社株式を対象としたオプションなどの区分の問題を主として扱うFASB予備的見解（2007）が公表された。そこでは、資本の概念が有すべき特徴が検討されており、差額概念という考え方よりも、利益計算の基礎としての資本を、特定の請求権者を想定して積極的に定めようとする考え方が重視されていた。

2. 2 IASB概念フレームワーク見直しプロジェクト

FASB予備的見解（2007）で提案された基本的所有アプローチが棄却されたのち、資本の特徴を有する金融商品に関する共同プロジェクトは中断に至るが、IASBは、2012年以降から単独による概念フレームワークの見直しプロジェクトを発足させ、資本の特徴を有する金融商品プロジェクトに再び着手し始めている。

見直しプロジェクトの成果物として公表されたIASB討議資料（2013）では、負債と資本の定義が金融商品の貸方区分の問題に関連づけられて改めて論じられている。とくに、狭い資本アプローチ（narrow equity approach）と厳密な義務アプローチ（strict obligation approach）について詳細な議論が展開されている。しかしながら、IASB討議資料（2013）では、従来どおりの差額概念としての資本が支持されている（IASB 2013, para. 5.2）。また、2015年5月には、当該討議資料の修正を反映した公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』—以下、IASB公開草案（2015）⁽⁷⁾が公表されている。IASB公開草案（2015）では、IASB討議資料（2013）にみられるような定義を問い直す論調は抑えられており、既存の定義を大きく変更する意図がないことが改めて表明されている。

(7) 米山（2015）は、IASB公開草案（2015）の特徴を要約し、公開草案公表に至るまでの見直しプロジェクトの成果と未解決の問題点を指摘している。

このように、IASBによる公表物においては、さしあたり負債と資本の定義に関して大きな変更は加えられていない。EFRAG討議資料（2014）は、負債と資本の概念形成について活発な議論を展開させたIASB討議資料（2013）の後に公表されており、狭い資本アプローチと厳密な義務アプローチの両方に反対の意見を表明している。次に、EFRAG討議資料（2014）の公表の背景を概観する。

2. 3 EFRAG討議資料（2014）の公表

すでに述べたとおり、EFRAG討議資料（2014）の公表は、PAAinE討議資料（2008）が公表された当時と同様に、IASB討議資料（2013）によって負債と資本の問題に対して一意のアプローチ（厳密な義務アプローチ）が提案された後に行われている。これは、IASBによってなされた提案に対して、欧州の意見を相対化させるところにねらいがあると考えられ、EFRAGによる意図した論点創出がうかがえる。

EFRAG討議資料（2014）の最大の特徴は、負債と資本の概念形成に関する議論を論点ごとに階層化し、貸方の構成要素をいくつ設けるべきかという上位のものから、会計処理レベルの問題に関する下位のものまで、検討の対象とされるべき争点を明示して取り扱っているところにある（page 15）。また、提示されている論点の階層構造においては、現行IFRSsで採用されるアプローチが相対的に示されており、EFRAG討議資料（2014）が目している議論の範囲が丁寧に描かれている。IASBが採用しているアプローチまたは提案しようとしているアプローチに対して、自らの意見を発信しやすくするための工夫が凝らされている。ちなみに、EFRAG討議資料（2014）のタイトルは、『請求権の分類』とされているが、これは、既存の定義をベースとした請求権一般の分類問題というよりも、議論の問口を広げて、請求権一般を貸方の構成要素に分類することに関する議論を

網羅的に取り扱おうとする意図が反映されたものであろう。

具体的に、EFRAG討議資料（2014）では、請求権一般を構成要素に分類するための要因（以下、分類要因）とその基礎となる情報利用者のニーズに適う情報提供目的に関する議論や、貸借対照表の貸方ではいくつの構成要素が必要とされるかというような構成要素の編成に関する議論などが展開されている。また、それらの議論に関連してさまざまな提案を行い、とくに情報提供目的の観点から分析を加えている。以下では、EFRAG討議資料（2014）における負債と資本の概念形成に関する議論を中心に、その提案と分析を概観していく。

3 EFRAG討議資料（2014）における負債と 資本の概念形成の試み

ここでは、まずEFRAG討議資料（2014）で掲げられている分析視座としての情報提供目的を概観して、そこで想定されている基本的な前提を確認していく。次に、貸借対照表の貸方をいくつの構成要素（区分）を設けて編成するかの問題、貸方2区分を前提としたときの負債と資本を積極的に定義するか、消極的に定義するかの問題に対して、どのような提案が行われ、またその提案に対して設定した目的の観点からどのような分析が行われているのかを明らかにする。さらにEFRAG討議資料（2014）では、企業固有の変数に基づいて義務額が変動するような経済的資源の移転義務（以下、企業固有の変数に基づく経済的資源の移転義務）の取扱いに関する論点や、既存の負債の定義に資本請求権を移転または発行する義務（以下、資本請求権の移転発行義務）を含めて拡張する論点といった国際的に大きな関心が寄せられている議論も取り扱われている。EFRAG討議資料（2014）が構成要素の編成や分類要因という基本的な議論を経たのち

に、これら特定の義務項目の論点に対してどのような立場を表明しているのかを明らかにする。

なお、具体的な金融商品の取扱いに関する議論においては、測定の問題も含まれるところであるが、EFRAG討議資料（2014）では、会計処理の対象となる金融商品が負債に分類されるか、または資本に分類されるかで、直接的に測定されるか、または残余として測定されるかが決定されるという基本的な考え方を採用するに留まっており、金融商品ごとにどのような測定基礎が用いられるべきかというような点にまで踏み込んでいない。

3. 1 情報提供目的に基づく分析視座

一般に、概念フレームワークにおける財務報告の目的は、情報利用者の総体的なニーズを満たすことで達成されうるとされるが、具体的に、どのようなニーズすなわち情報の要求を想定するかという問題は、概念フレームワークの全体構造やそれに基づく会計基準開発を左右する意味で大きな課題であるといえる。EFRAG討議資料（2014）でも、財務報告の目的として、利用者による企業の将来キャッシュ・インフローの評価に役立つ情報を提供することがあげられているが、請求権一般を構成要素に振り分けるための分類要因は、とくに次の各項目の情報を描写するという目的から構成されるであろうとしている。

- (a) 流動性 (liquidity)
- (b) 支払能力 (solvency)
- (c) 財務業績 (financial performance)
- (d) 特定クラスの金融商品のリターン (returns to the holders of a particular class of instrument)

これらはまさに、情報利用者のニーズに適う項目またはそれら項目が加工された情報である。EFRAG討議資料（2014）は、これらの項目を描写することを目的として設定している。後述するように、その目的は、自らが行う提案を分析するための視座として用いられている。

EFRAG討議資料（2014）によると、まず(a)流動性は、義務の期日が到来したときにそれを決済するために必要とされる経済的資源を企業が保有している程度として、または、経済的資源または既存の請求権の価値に影響を及ぼすことのない経済的資源の売却または新たな請求権の発行によってそれら義務を決済するために必要とされる経済的資源を増加させることができる程度として、記述されうる（para. 24 and page 54）。流動性は、近い将来に期日が到来する義務を決済するための経済的資源の保有の程度、またはそのような経済的資源を増加させる能力の程度を指していると思われる。ここでは、自社株式のような企業自身の資本請求権の移転または発行による義務の決済は含まれていない。

(b)支払能力については、それを描写することが、義務を決済する経済的資源の能力を示すことであるとし、それゆえ、支払能力は、経済的資源を移転して義務を決済する企業の総体的な能力を描写することになるとしている。支払能力を描写する分類要因は、義務を上回る経済的資源（資産として認識されていないものも含む）が条件となる望ましい資本構成（capital structure）を得るために、企業はいかなる変化もとることができるということを示唆するという。要するに、支払能力とは、企業の経済的資源の価値が義務の価値を上回る程度であるとしている（para. 25 and page 57）。特徴的な部分としては、未認識の資産としての経済的資源を含めて想定しているところ、また、経済的資源の調達を条件とするような資本構成の実行可能性も背景に加えて説明しているところがあげられる。支払能力は、流動性よりもやや長期的な視点に基づいて、経済的資源を用い

て義務を決済する企業の総体的な能力を指しているように思われる。

一般的に、流動性と支払能力は密接に関連しているが、EFRAG討議資料（2014）では、貸方の構成要素の編成に関する選択肢や負債と資本の定義に関する選択肢などを分析する際に、両者を別個の目的として扱っている⁽⁸⁾。

また、(c)財務業績については、包括利益計算書において、貸借対照表の構成要素の変動により定義される収益および費用によって示されることを指摘しており（para. 27）、財務業績の報告は包括利益の表示をもって行われることが想定されている。(d)特定クラスの金融商品のリターンについては、もし1つのクラスの金融商品のみが資本に分類されたなら、包括利益計算書が示すリターンは、ある特定のクラスの金融商品保有者に帰属するリターンであるとしており、2つ以上のクラスの金融商品を資本に分類することになる分類要因は、ある特定のクラスのリターンを描写することができないであろうとしている（para. 28）。資本が2つ以上のクラスの金融商品から構成されている場合、そこで示される利益は、個々の金融商品に帰属する利益が結合された状態で表示されているとみなしているのだろう。

EFRAG討議資料（2014）では、請求権を貸方の構成要素に振り分けるための分類要因の構築は、これら4つの項目を描写するという目的に基づいて行われるべきである、という正当な考え方を強調している（paras. 20 and 196）。しかしながら、EFRAG討議資料（2014）全体を通して、そのような分類要因に関する具体的な提案はなされていない。むしろ、それら4つの目的は、貸方の構成要素を1つにするか、2つ以上にするかという

(8) ただし、たとえ支払企業であっても経済的資源を移転する義務の期日が到来した時点で、望ましい資本構成を得ることや適切な経済的資源にアクセスすることがいづも可能であるとは限らないから、流動性を描写することなしに支払能力を描写するような、請求権分類に関するいかなる選択肢も、現実的な世界を適切に描写することはできないだろうとしている（para. 26）。

ような構成要素の編成に関する問題や、負債と資本の定義づけを積極的に行うか、それとも消極的に行うかというような問題に対して、どのような選択肢が妥当かという分析を行うための評価軸ないしは視座として用いられている。以下では、EFRAG討議資料（2014）において、それらの問題に対してどのような選択肢が提案されているか、またそれらの提案に対して4つの目的との整合性の観点から、どのような分析が行われているかを明らかにする⁽⁹⁾。

3. 2 貸方の構成要素の編成に関する選択肢

EFRAG討議資料（2014）では、負債と資本の概念形成に関する議論のうち、貸方の構成要素を1つにするか、または2つ以上にするかというような貸方の構成要素の編成に関する議論が上位の論点として展開されている。そこでは、提示される選択可能な方法について上述した4つの目的との整合性に関する分析が行われている。具体的に、貸方の構成要素の編成については、貸方1区分、貸方2区分、および貸方3区分（以上）のアプローチが提案され分析されている。

(9) なお、これらの目的のうち、とくに支払能力または流動性と企業の財務業績報告との間にはコンフリクトが生じるとしている。経済的資源を移転する義務には、企業固有の変数に依拠するものまたは企業の業績に基づくものがある。それらの義務を負債として描写することは、（将来の高いリターンに対する期待のために生じる）負債の増加が費用として、（将来の低いリターンに対する期待のために生じる）負債の減少が収益として報告されるため、報告される財務業績のレリバンスを低下させることがあるとしている（paras. 30-31）。つまり、いかなる分類要因またはそれを含む各種の選択肢をもってしても、これらすべての目的を同時に満たすことは困難であることが示唆されている。

3. 2. 1 貸方1区分

まず、貸方1区分のアプローチは、さまざまな請求権を現行の企業会計のように2元的に分類するのではなく、貸借対照表の貸方においてひとまとめに捉えようとするものである。したがって、すべての種類の請求権が貸方において個々に表示されることになる。貸方1区分について、EFRAG 討議資料（2014）でとくに強調されている課題としては、すべての請求権が貸借対照表の貸方で概念的に同じように扱われ、それゆえ直接的に測定されることになるが、このとき、企業の会計上の残余をどのように報告すべきかという点が指摘されている（para. 66）。貸方1区分の支持者には、最劣後の請求権は直接的に測定されないだろうが、それは会計上の残余を表すことになるだろうと主張する者がいるとしているが、そのようなアプローチは、すべての請求権が概念的に同一であるという考え方と整合しないだけでなく、他のすべての請求権に対してあるクラスの請求権だけを明示的に異なって取り扱うものであると指摘している。そして、それはもはや貸方2区分の考え方に相当するという批判を加えている（para. 67）。

3. 2. 2 貸方2区分

貸方2区分のアプローチは、現行のIFRSsと整合するものである。貸方2区分を想定する場合、その構成要素は、資本と負債で固定される。資本は、認識された負債を超える、認識された資産の余剰であり、会計上の残余を表す。そして、負債として分類された請求権は直接的に測定されることになるとしている（para. 68）。しかしながら、貸方2区分のアプローチ

(10) 古くはPaton and Stevenson (1918) にみられるものであり、日本でも会計主体に関する議論が盛んに行われた時代に多くの論者によって検討された考え方である。

(11) さしあたり、この課題の解決策としては、(a)左右が釣り合わない貸借対照表を設けることと、(b)貸借対照表において明示されるフリーフロートな借方または貸方残余を残余として扱うという考え方が提示されている（para. 66）。

において、構成要素が資本と負債で固定されるとはいえ、その実質的な様相は、資本と負債がどのような定義として想定されるかに依存する。また、ここでは、資本に分類される請求権は、通常、直接的に測定されないという考え方が強調されている（para. 69）。ここで留意したいのは、負債と資本の定義づけ（概念の内包を定める）という議論が捨象されている段階にも関わらず（認識の対象が請求権レベルで明確に定められているわけではないのに）、資本に分類される請求権について、直接的な測定が想定されないという考え方が強調されているという点である。貸方の構成要素の編成に関する議論において、貸方2区分という方法を採用することは、通常、資本項目の具体的な測定方法までを直接的に定めることにはならない。そもそも貸方2区分という考え方が、資本（構成要素）を残余として定める思考と直接的に結びつくとも考えられない。EFRAG討議資料（2014）がここで強調しようとしていることを平易に解釈すれば、貸方2区分を想定することで会計上の残余（残余持分）という存在が明確化されるという極めて単純なメッセージに読み替えることができる。

3. 2. 3 貸方3区分（以上）

最後に、貸方3区分（以上）のアプローチがあげられるが、これは、貸方2区分の議論をベースにするものである。具体的に、EFRAG討議資料（2014）で取り上げられているのは、貸借対照表の貸方において第3の新たな構成要素を設けようとするものである。しかしながら、これも貸方2区分のアプローチと同様に、構成要素としてどのような定義を想定するかに依存する。どのような定義づけを行うかという論点を捨象したうえで可能な議論として、EFRAG討議資料（2014）では、追加される新たな構成要素について、直接的な測定を行うか、残余としての測定を行うか、さらには、その構成要素に分類される請求権の変動額をどのフロー計

算書に含めるかという課題が指摘されている (para. 72)。これらの課題は、EFRAG討議資料 (2014) において提示されているいくつかの試案で具体的に論じられている。一般的に、このような第3の新たな構成要素を設けるというアイデアについては、経済的資源を中心とする資産および負債の既存の定義との不整合を理由に、制度上または実務上で問題視されてきた各種の請求権項目への対応策としての役割が期待される。

3. 2. 4 小括

EFRAG討議資料 (2014) では、これら3つの貸方区分のアプローチについて、上述した4つの目的との整合性に関する分析が行われている。下記の図表3-1はその内容をまとめたものである。

まず、貸方1区分では、請求権が貸借対照表の貸方において並列に示されているため、情報利用者による流動性および支払能力の判断に役立つ情報が提供されると考えられている。しかしながら、貸方1区分では、会計上の残余を測定するにあたって、同一区分に分類される請求権について異なる測定方法 (直接的な測定と残余としての測定) を許容する可能性があることから、同一区分内の請求権には同一の測定方法 (貸方1区分の場合は直接的な測定) を適用するという一貫した考えが維持できないとしている。

図表 3-1

| | 貸方1区分 | 貸方2区分 | 貸方3区分 (以上) |
|-----------------|-------|-------|------------|
| 流動性 | 有り | 定義に依存 | 定義に依存 |
| 支払能力 | 有り | 定義に依存 | 定義に依存 |
| 財務業績 | 無し | 定義に依存 | 定義に依存 |
| 特定クラスの金融商品のリターン | 無し | 定義に依存 | 定義に依存 |

(出所) EFRAG討議資料 (2014, pages 19-20, 22 and 51) に基づいて筆者が作成。

この問題は、結局のところ、利益を計算する基礎となる請求権についてどのような測定を想定するかという根本的な問題に関連している。この点が解決されない限り、財務業績の報告や特定クラスの金融商品のリターンの表示という目的については整合性が得られないとしているのであろう⁽¹²⁾。

一方、貸方2区分および貸方3区分（以上）のアプローチについては、そもそも区分としての構成要素をどのような定義をもって形成するかという問題に依存しており、上述した4つの目的との整合性を厳密に分析することは困難である。EFRAG討議資料（2014）でも、その分析内容は定義に左右されるとしている。

しかしながら、後述するようにその分析内容が定義に依存して左右されるということは、結果的に、EFRAG討議資料（2014）において、貸方2区分を基本的な出発点として議論を進めることの合理性が示唆されているとみなすことができよう。また、貸方3区分（以上）のアプローチについても、貸方2区分から展開させることができる派生的なアプローチとみなすことが合理的であるということも示唆されているように思われる。実際、EFRAG討議資料（2014）では、貸方2区分を前提として負債と資本を積極的に定義すべきか、それとも消極的に定義すべきかという主要な議論が、さらには、貸方2区分から派生する議論として、第3の新たな構成要素を設定するような貸方3区分の議論が、多くの紙幅を割いて展開されている。もっとも、貸方2区分を前提に議論を進めることは、IFRSsが採用する前提と一致させることになるので、IFRSs開発に対して貢献度の高い議論を提示することにつながる。

(12) IFRSsとの不整合として、負債という構成要素が存在しないために、収益と費用を定義することができないという問題点も指摘されているが、この問題に対しては、IASB討議資料『財務諸表表示に関する予備的見解』（2008b）で示されたような営業、投資および財務として包括利益計算書の各項目を識別する方法があることも指摘されている（page 19）。

以下では、EFRAG討議資料（2014）における貸方2区分をベースに展開されている議論を概観し、どのような分析が行われているかを明らかにする。

3. 3 貸方2区分のもとでの負債と資本の積極的な定義

EFRAG討議資料（2014）では、負債と資本で構成される貸方2区分を前提とした議論を進めるにあたって、まず、概念フレームワーク上の構成要素の体系化において、貸借対照表の貸方の2区分をともに積極的に定義することが可能であるということが論じられている。また、そのような構成要素の体系化に関する一般論がふまえられたうえで、資本の積極的な定義の可能性と、現行のIASB概念フレームワークにおける負債の積極的な定義について分析が行われている。

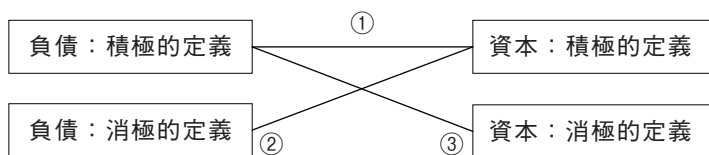
3. 3. 1 構成要素の定義づけに関する一般論

EFRAG討議資料（2014）では、図表3-2に示すような貸借対照表の貸方における負債の積極的な定義づけと資本の積極的な定義づけの組合せ①が可能であることが示されている⁽¹³⁾。

構成要素の概念を積極的に定義することは、構成要素の内容を明らかにする識別されるべき特徴を利用することであるとし、現行のIFRSsでは負債の積極的な定義で経済的資源を移転する義務が用いられているとしている（para. 78）。積極的に定義することの利点としては、構成要素の内容を明らかにするような請求権の分類要因が特定されるということがあげられる。さらに、財務諸表の構成要素を設ける目的は、さまざまな取引および

(13) 負債の積極的な定義づけと資本の消極的な定義づけの組合せ③については、現行のIASB概念フレームワークにおいて採用されているものであり、負債の消極的な定義づけと資本の積極的な定義づけとの組合せ②については、これまでにいくつかの先行研究および基準設定主体からの公表物において主張された経緯がある。

図表 3 - 2



(出所) 筆者作成。

事象をグルーピングして集約することであると考えられるが、その構成要素の設定の目的を達成するうえでも、積極的な定義づけの方が消極的な定義づけよりも有効であると考えられる。

また、積極的な定義づけが行われるがゆえに、貸借対照表の貸方においては、分類の対象とされるべき請求権について、重複や抜け落ちが生じることも指摘されている (para. 79)。このような意味で、貸方2区分を前提に一方の構成要素を積極的に定義した場合には、他方の構成要素を消極的に定義することによって、重複や抜け落ちの問題を回避することができるとしている (para. 80)。さらに、重複や抜け落ちが生じる場合、そのような請求権を結局のところの構成要素に分類すべきか、また、それらの項目を分類するために新たな構成要素を設けるべきかという課題が伴うとしている (para. 81)。

このように、EFRAG討議資料 (2014) では、構成要素の体系化における積極的な定義づけの意義やそれに伴う課題が指摘されているが、とくに重複や抜け落ちという現行の会計基準や実務ガイダンスのレベルで大きな問題となりうる課題に対しては、新たな構成要素を設けることの必要性も示唆している。つまり、貸方2区分を前提にしたとき、取引および事象のグルーピングと集約という構成要素の目的を達成するうえでは、積極的な定義づけが望ましいとしているが、一方で、それには重複と抜け落ちの問題が必然的に伴うことを示し、それに対処する有効な手段が新たな構成要

素を設けることであるとしている。ここでは、貸方2区分の議論から派生する貸方3区分の議論の必要性を確認することができる。

3. 3. 2 資本の積極的な定義の可能性

EFRAG討議資料(2014)では、財務報告の観点、具体的には所有主の観点(a proprietary perspective)または企業の観点(an entity perspective)が、資本の積極的な定義を行う場合に重要な役割を果たすとしている(para. 89)。

所有主の観点から財務報告を行う場合、その財務報告は現在の所有者の立場から行われることになり、所有者としての地位で保有されている金融商品、すなわち所有金融商品(ownership instruments)は、資本に分類され、所有者にとって利用可能な資源を減少させるその他すべての請求権は、たとえば負債に分類されるとしている。これらの負債項目には、経済的資源を移転する義務ではないストック・オプションやワラントも含まれるとしている(para. 90)。

所有主の観点に基づく資本の積極的な定義づけでは、所有金融商品が資本に含められることになるが、このような分類については、法との整合性が指摘されている(paras. 91-92)。しかしながら、所有金融商品といっても、その保有者の要求により企業に対して経済的資源の移転を強制させる可能性があるとしており、たとえば、組合などの組織体においては、保有者の要求に応じて償還可能な所有金融商品が存在するとしている。ここでは、どのような要因をもって資本項目たる所有金融商品を判定するかという点が重要な課題として指摘されている(paras. 94-95)⁽¹⁴⁾。

また、企業の観点に基づく財務報告は、経済的な単体としての企業の

(14) EFRAG討議資料(2014)では、所有主の観点に基づいて所有金融商品を判定するための選択肢として、残余金融商品(most residual)や株式/非株式(shares/no-shares)などの項目があげられている(paras. 96-97)。

立場から行われるものであり、貸借対照表の貸方においては各請求権の経済的な特徴に基づいた分類が可能とされている (para. 109)。企業の観点に基づく資本の定義は、貸方1区分を前提とした主張と結びつきやすい側面があるが、貸方2区分を前提とした場合でも可能であることが示唆されており、PAAinE討議資料(2008)で示された損失吸収アプローチ(loss absorption approach)も企業の観点に基づく資本の積極的な定義に含められる考え方であるとされている。この他にも、市場参加者の観点から資本を積極的に定めるアプローチなどの存在が指摘されている (para. 112)。

このように、EFRAG討議資料(2014)では、貸方2区分を前提に、所有主の観点と企業の観点に基づいて資本を積極的に定義する考え方が説明されている。所有主の観点に基づく資本の定義では、所有金融商品をどのように判定するかという課題が残り、企業の観点に基づく資本の定義では、特定のアプローチが直接的に想定されないという課題が残るものの、所有主の観点と企業の観点から資本を積極的に定義する考え方について、上述した4つの目的との整合性が検討されている。図表3-3はその内容をまとめたものである。

まず、所有主の観点に基づく場合、流動性および支払能力については、経済的資源を移転する義務を含む所有金融商品が資本に分類されるために満たされないとし、財務業績の報告については、ストック・オプションやワラントなどの経済的資源の移転が伴わない義務が負債に分類され、その測定額の変動分が包括利益計算書に算入されるため、満たされないとしている。特定クラスの金融商品のリターンの表示については、収益および費用は特定クラスに関連づけられて報告されないが、請求権の測定値が変動した場合にリターンが貸借対照表において描写されるため、満たされるであろうとしている。

また、企業の観点に基づく場合、流動性および支払能力、ならびに財務

図表 3-3

| | 所有主の観点による 資本の積極的定義 | 企業の観点による 資本の積極的定義 |
|-------------------------|-----------------------|----------------------|
| 流動性 | 無し | 有り ^(注1) |
| 支払能力 | 無し | 有り ^(注1) |
| 財務業績 | 無し | 有り ^(注1) |
| 特定クラスの 金融商品の リターン | 有り | 定義に依存／無し |

(注1) ここでの「有り」は、「整合性を得る可能性がある (possibly)」を意味する。
(出所) EFRAG討議資料 (2014, pages 29-30 and 51) に基づいて筆者が作成。

業績の報告については、それら目的に対して検証されうる積極的な定義を開発することが求められるだろうが、整合性を得ることは可能であろうとしている。特定クラスの金融商品のリターンの表示については、資本が1つのクラスの金融商品から構成されているか否かによって左右されるため、当該目的との整合性の達成は定義に依存すると考えられている。しかし、企業の観点に基づく資本の分類要因については、通常、各種の請求権に共通する経済的な特徴に着目して定められることが想定されており、1つのクラスの金融商品から資本が構成される可能性は低いとも考えられている。

所有主の観点に基づく資本の定義では、何をもって所有金融商品とするかという課題を解決しなくても、さしあたり所有者としての地位を分類要因として用いることができるため、負債と資本の定義の内容(概念の内包)がある程度固められていると⁽¹⁵⁾いってよい。定義の存在によって、流動性および支払能力、ならびに財務業績の報告について、ある程度具体性のある分析結果を導くことができたといえる。その一方で、企業の観点に基づく資本の定義の場合、企業の観点という要素が、自動的に、かつ一意に資本の内容を定めることはない。確かにこの場合では、流動性および支

(15) この場合、負債は、請求権のうち所有金融商品以外の請求権として差で定義される。

払能力，ならびに財務業績の報告について，明確な分析結果を導くことは困難であろう。EFRAG討議資料（2014）で取り上げられている，所有主の観点に基づく資本の定義と企業の観点に基づく資本の定義は，分類要因が明確に特定されない段階では，相互に比較可能なレベルにないと考えられる。もっとも，貸方1区分のもとで，企業の観点を採用すれば，先にみたように，各目的との整合性についてはさしあたりの解答が得られる。

3. 3. 3 現行における負債の積極的な定義

IASB概念フレームワークに限らず，日本や米国においても，概念フレームワークにおける現行の負債の定義は，経済的資源を移転する義務として積極的に定められている。EFRAG討議資料（2014）において，この負債の定義は，(a)義務が存在しなければならない，(b)義務が経済的資源を移転するものでなければならない，という2つの重要な考え方を含んでいるとされ，それゆえ，企業の流動性を表示する貸借対照表の総合的な目的と整合しているとされている（paras. 116-118）。

義務の存在は，一見してシンプルな考え方ではあるが，実務レベルで義務が存在するかどうかを識別することには困難が伴うとしている（para. 119⁽¹⁶⁾）。また，義務は経済的資源を移転しなければならないという点については，経済的資源を移転する義務と，経済的資源ではない自社株式といった資本請求権を移転または発行する義務との関係をどのように説明すべきかという論点が指摘されている。

現行の負債の定義（具体的にはIASB概念フレームワークにおける負債

(16) たとえば，基準開発レベルで義務が存在するかどうか争点になる対象としては，義務が存在するかどうかの決定に含まれるべき真実パターンの幅（たとえば経済的強制や契約上のオプション，清算時にのみ生じる義務）や取引相手のコントロール下にある将来行動に依存する義務があげられている（para. 119）。

の定義やIAS 32の規定)に対する、EFRAG討議資料(2014)による4つの目的からの分析は、下記の図表3-4のようにまとめられる。なお、この分析は、負債を経済的資源の移転義務に限定することを重視する現行の構成要素体系の分析に相当するものといえる。

まず、流動性については、負債が経済的資源の移転義務で限定されているため、それを描写する目的と整合的であるとする。一方、支払能力と財務業績の報告については、整合性が得られないとしている。前者については、現行のIFRSsを前提とすれば、例外的な資本分類規定に該当するプットブルな株式が関係しているためである。また、後者については、企業固有の変数に基づく経済的資源の移転義務や、資本請求権の移転発行義務の取扱いが関係している。特定クラスの金融商品のリターンの表示については、資本が1つのクラスの金融商品のみから構成されているか否かによって左右され、それゆえ定義に左右されるものと考えられるが、現行IFRSs

図表 3-4

| | 現行の負債の定義 (経済的資源の移転義務) | 理 由 |
|-----------------|--------------------------|---|
| 流動性 | 有り | 負債が経済的資源の移転義務で限定されるため。 |
| 支払能力 | 無し | 公正価値と交換に将来リターンへの参加の権利をその保有者が放棄する金融商品の分類のため、支払能力の描写との整合性は得られない。 |
| 財務業績 | 無し | 企業固有の変数に基づく義務を有する金融商品、および資本請求権を移転する義務が原因で、報告される財務業績のレリバンスが低下するため。 |
| 特定クラスの金融商品のリターン | 定義に依存/無し | 資本に分類される金融商品のクラスの数に依存するため。 |

(出所) EFRAG討議資料(2014, pages 32-33 and 51)に基づいて筆者が作成。

を観察する限り、差額概念として成立している資本が1つのクラスの金融商品のみから構成されるということは通常想定されないであろう。

負債を経済的資源の移転義務に限定するのか、それとも経済的資源ではない資本請求権を移転または発行する義務を含めて拡張させるのかという論点は、現行の概念フレームワークまたは会計基準適用のレベルにおいて制度上の大きな課題である。次に、EFRAG討議資料（2014）における当該論点の取扱いを概観する。

3. 4 資本請求権の移転発行義務による負債の拡張可能性

EFRAG討議資料（2014）では、資本請求権の移転発行義務（obligations to transfer claims on equity）を負債の定義に含めて解釈できるか、その拡張可能性が論じられている。また、資本請求権の移転発行義務の特定の構成要素への分類が影響を及ぼす可能性のある項目として、資本請求権を引き受ける権利（以下、資本請求権の引受権利）（rights to receive claims on equity）があげられるが、この分類についても検討が加えられている（paras. 123-124）。

IASB討議資料（2013）が提案する厳密な義務アプローチのもとでは、資本請求権の移転発行義務は、負債の定義を満たさないため、資本に分類されることになるが、そのような厳密な義務アプローチについては、次の2つの批判が加えられている（paras. 128-129）。

- (a) 発行体に決済のオプションがある金融商品が、たとえ現金で決済される見込みがあっても資本に分類される。
- (b) ほとんどの取引が資本分類の取扱いを達成するために構成されており、これにはトレーディング、借入または投資の活動から生じる金融商品も含まれている。

(a)は、結果が大きく異なることになる他の決済手段の可能性を無視するような問題に対する批判である。かりに負債に分類されていれば、公正価値による再測定が行われ、その測定値の変動分が損益に算入されることになるからである。一方、(b)については、ある会計処理の結果を期待して契約が構成される金融商品、すなわちストラクチャリングの問題であるといえる。⁽¹⁷⁾

EFRAG討議資料(2014)では、経済的資源の移転ではなく資本請求権の移転または発行によって決済されるかもしれない、または決済されるであろうという開示が伴ったうえで、資本請求権の移転発行義務を負債項目として分類することにより、発行体に決済のオプションがあることが要因とされて資本に分類される問題、資本分類を意図したストラクチャリングを許容する問題を解消させることができるとしている。ただし、経済的資源の移転義務がない金融商品がクラス・スイッチングの特徴を有している場合や「fixed-for-fixed」原則を満たす金融商品については、負債分類ではなく例外的に資本分類するような規定が維持される必要があるとも指摘している (para. 132)。

他方、すでに述べたように、資本請求権の移転発行義務を負債項目として分類することは、資本請求権の引受権利の分類にも影響を及ぼしうる。

(17) FASB予備の見解(2007)による基本的所有アプローチの提案の動機には、まず簡潔で豊かな情報提供があげられるが、この簡潔さの副産物としてストラクチャリング機会の減少があげられていた (para. 54)。また、野間(2009)は、FASB予備の見解(2007)で主張される基本的所有アプローチが金融商品のストラクチャリングの問題に対してどのような有効性を発揮するかが検討されている。

(18) IAS 32にみる過度に複雑な負債分類規定の緩和にもつながると考えられる。たとえば、IAS 32には、契約の価値が固定額または基礎的な変数の変化に基づく額であり、その額に等しくなるような可変数の株式の受取りまたは引渡しが伴う、自社の資本請求権が貨幣のように用いられる契約を負債に分類するというルールがある (IAS 32, para. 21)。

(19) クラス・スイッチングとは、特定の事象が生じた場合に保有する金融商品が異なるクラスの金融商品に交換されることをいう。

資本請求権の引受権利は、企業の経済的資源に該当しないため、このような権利を資産に分類する場合は、既存とは異なる資産の概念が求められることになるとしている（para. 133）。

さらに、EFRAG討議資料（2014）では、資本請求権の移転発行義務を負債に分類し、その引受権利を資産に分類したと仮定した場合の4つの目的との整合性に関する分析が行われている。下記の図表3-5はその内容をまとめたものである。

まず、流動性については、負債が経済的資源の移転義務に限定されないため、その整合性が満たされないこととなるが、支払能力については、資産と負債に自己の資本請求権に関する権利と義務が含まれることになり、結果的に、義務の価値に対する資産の価値の超過額の描写に寄与するという形で整合性が得られるとしている。また、財務業績の報告についても、資産と負債に自己の資本請求権に関する権利と義務が含まれることから、自己の資本請求権の価値変動に起因した収益と費用の対応関係が図られることになり、その意味でレリバンスが高まるだろうと考えられている。しかしながら、財務業績の報告に対するこのような解釈は、測定基礎の選択に関する問題を捨象していることを前提にするものであるから、厳密な分析結果として提示されているものではないと考えられる。⁽²⁰⁾

このように、EFRAG討議資料（2014）では、既存の定義に変更を加えた形で、4つの目的との整合性が論じられているが、これに、既存の定義を対象とした4つの目的との整合性に関する分析（前掲図表3-4）をあわせると図表3-6のようになる。

(20) また、企業固有の変数に基づく経済的資源の移転義務が負債に含まれていることを前提とすると、後述するように、反直感的な会計によって財務業績のレリバンスが低下することも想定されうる。このため、EFRAG討議資料（2014, page 51）で示される図表では、「役立つ（assists）」と記述されている。

図表 3-5

| | 資本請求権の引受権利と移転発行義務を資産と負債に含める考え方 | 理由 |
|-----------------|--------------------------------|--|
| 流動性 | 無し | 資本請求権の移転発行義務を負債に含めるような拡張論のため。また、負債区分内で別個の表示を行ったとしても、資本請求権の引受権利を資産とするために、やはり流動性を描写することは困難である。 |
| 支払能力 | 有り | 貸借対照表が経済的資源の移転ではなく価値の移転に関する権利と義務を描写するため、支払能力という目的と整合的である。 |
| 財務業績 | 有り/役立つ | このような負債と資産の変更は、認識された経済的資源の変動ではなく、価値の変動に基づいて収益および費用を定義することになるので、財務業績報告のレリバン스는より高まる可能性がある。 |
| 特定クラスの金融商品のリターン | 定義に依存/無し | 資本に分類される金融商品のクラスの数に依存するため。 |

(出所) EFRAG討議資料 (2014, pages 36 and 51) に基づいて筆者が作成。

図表 3-6

| | 既存の定義 | 提案された定義 |
|-----------------|----------|----------|
| 流動性 | 有り | 無し |
| 支払能力 | 無し | 有り |
| 財務業績 | 無し | 有り/役立つ |
| 特定クラスの金融商品のリターン | 定義に依存/無し | 定義に依存/無し |

(出所) 筆者作成。

図表3-6では、既存の定義に変更を加えて新たに達成した整合性と、既存の定義で保たれていた整合性の喪失が示されている。この差異は、株式や社債といった基本的な金融商品からもたらされるものではなく、議論のプロセスにおいても明示されているように、現行の実務において取扱いが問題視される請求権項目に起因したものである。現行の会計基準および実務ガイダンスレベルの問題をわざわざ概念フレームワークの定義の問題として扱う理由は、それら実務レベルでの積上げの修正の回数が増えれば増えるほど会計基準や実務ガイダンスと概念フレームワークとの乖離が大きくなり、いずれは概念フレームワークレベルでの対応が必要とされることが予想されるためであろう。

このように、EFRAG討議資料(2014)では、資本請求権の移転発行義務を負債に分類するような提案も分析の対象とされているが、この提案は現行の定義との乖離が大きくなる。そこで、EFRAG討議資料(2014)では、このような問題に対処可能な方法として、追加的な構成要素を設置する新たな構成要素体系の枠組みが提示されている。以下では、EFRAG討議資料(2014)が提案する新たな構成要素体系の枠組みとそこで行われている分析を概観する。⁽²¹⁾

4 EFRAG討議資料(2014)における 追加的な構成要素の提案

EFRAG討議資料(2014)では、企業に対する請求権の分類が上述の4

(21) なお、EFRAG討議資料(2014)では、会計処理単位(unit of account)の視点から複数の請求権を含む金融商品の会計処理に関する議論も扱われている。会計処理の対象となる金融商品を総体的なものとして扱うか、それとも個々の請求権レベルに求めて扱うかが論じられており、取引日利得(day one gains)の認識に関連した測定の問題も扱われている(paras. 141-157)。

つの目的と可能な限り整合するような、追加的な構成要素を設置する新たな構成要素体系の枠組みが提案されている。このような提案は、複数の目的の間で生じるコンフリクトを減少させるのに役立つとされている (para. 171)。その追加的な構成要素としては、下記の3つが提案されている。

- (a) 経済的資源を移転する義務で、その測定が企業固有の変数に基づいているもの。以下、参加義務 (participating obligations)
- (b) 資本請求権の移転発行義務 (obligations to transfer claims on equity)
- (c) 契約上ペイルイン可能な金融商品 (instruments that are contractually bail-inable)

(a)は、経済的資源の移転義務に含まれるものであるが、その測定値の変動による損益の計上が常識的な感覚に反するという意味での反直感的な会計をもたらす義務として取り上げられるものである。また、(b)は、すでに述べたように、経済的資源の移転義務に該当しないものであり、これが負債に含まれてしまうと既存の構成要素体系から大きな乖離を生じさせるというものであった。(c)は、経済的資源の移転が生じる義務について、企業のコントロール外のある一定のトリガー状況の発生により、その移転で求められる金額の切り下げが生じてしまうような条項が付されたものである。企業の業績が低迷している状況で簿価の切り下げが実行された場合に、減免額相当の収益が計上されてしまうため、分類としては反直感的な会計という括りになるが、簿価の切下額は企業固有の要因に基づくものではない。ここでは、EFRAG討議資料 (2014) において既存の負債の定義との関連で論じられてきた(a)と(b)に関する2つの提案に注目する。

なお、ここでの議論は、負債と資本の既存の定義が基礎とされていることに注意を要する。すなわち、提案されている新たな構成要素体系は、

負債を経済的資源の移転義務、資本を残余持分（そこに含まれる基本的な金融商品としては普通株式が想定されている）とみなす体系を基礎としたものであると捉えられる。

4. 1 企業価値に積極的に参加連動する義務を分類する構成要素

EFRAG討議資料（2014）において提示される参加義務は、いってみれば企業価値に⁽²²⁾積極的に参加連動する（経済的資源の移転が伴う）義務のことを指している。⁽²³⁾具体的には、年次利益の一定の割合を配当として企業に支払うことを要求する金融商品や、企業結合における条件付対価、または企業固有の変数に基づいて決定される額で企業が買い戻す株式があげられる（para. 173）。経済的資源を移転する義務のすべてを負債に分類し、それらに対して包括利益を通じた再測定を実施すれば、一部の参加義務を通して、反直感的な方法のもとで企業の将来業績の変化に対する期待がすぐに認識され、企業の財務業績のレリバンスが低下することになるとしている（para. 174）。反直感的な会計というのは、企業の経済的資源に起因した財務業績にポジティブな期待が生じたときに義務の価値が上昇し、それに相当する費用が計上され、ネガティブな期待が生じたときに義務の価値が下落し、それに相当する収益が計上されてしまうという、企業の財務業績に対する期待の変動と収益および費用の計上が常識的な感覚に反する

(22) ここでいう企業価値は、現行の概念フレームワークにおいて重視される経済的資源をベースとした資産の価値、ないしは負債の価値が一定だとした場合の資本の価値を想定している。この意味での資本の価値には、たとえば普通株式の価値を想定することができる。

(23) 企業価値に積極的に参加連動する義務に対して、企業価値に消極的に参加連動する義務としては当該企業の株式を対象とした現金で決済される売建てプット・オプションがあげられる。企業価値に積極的または消極的に参加連動する金融商品のグルーピングまたはそのグルーピングに基づく会計モデルの構想については、拙稿（2011）を参照されたい。

形で生じることを意味している。

EFRAG討議資料（2014）における参加義務を分類する区分は、現行の負債の構成要素を参加義務と非参加義務（non-participating obligations）とに分割する形で提案されている（para. 176）。また、この場合、収益と費用は、非参加義務の測定値の変動額で定義される一方、参加義務の測定値の変動額は、資本変動計算書の現行の特徴をあわせ持つ参加持分変動計算書（statement of changes in participating interests）に計上されることになるとしている（paras. 177-178）。

EFRAG討議資料（2014）による参加義務の区分を設ける提案についての各目的との整合性に関する分析は、下記の図表4-1のようにまとめられる。

まず、流動性と支払能力については、既存の定義に関する分析（前掲図表3-4）と同様な結果が示されている。負債を非参加義務と参加義務とに区分したとしても、その分類要因のふるまいは、既存の定義のもとで描写される流動性と支払能力に影響を及ぼさないと考えられている⁽²⁴⁾。一方で、財務業績の報告については、既存の定義に関する分析と比較して改善がみられる。それは、反直感的な会計を生み出す参加義務項目が資本項目とともに扱われ、その分だけレリバンスが高まると考えられているからである。しかしながら、資本請求権を貨幣として用いる状況を前提にしたとき、資本請求権の移転発行義務が資本項目として扱われていることに起因したレリバンスの低下の問題が残るとしている。特定クラスの金融商品の

(24) 新たな「参加義務」構成要素が加えられたことにより、既存の定義のもとでの負債に関する分類要因は、「負債：経済的資源の移転義務」から、「負債（非参加義務）：経済的資源の移転義務＋企業価値に積極的に参加連動しない項目」と「負債（参加義務）：経済的資源の移転義務＋企業価値に積極的に参加連動する項目」に変更される。しかしながら、IAS 32における例外的な資本分類規定が存在していれば、それに該当するプットブルな株式は資本に分類されることになると考えられる。

リターンの表示については、資本に1つのクラスの金融商品のみが含まれているかどうかによって、当該目的が満たされるかどうかが決まるが、ここでは、企業価値に積極的に参加連動する金融商品が参加義務区分に分類されることによって、その変動額が利益計算から除かれるため、当該目的は達成されないと捉えられている。

下記の図表4-2は、既存の定義（既存の構成要素体系）に関する分析

図表 4-1

| | 参加義務区分を設けた 構成要素体系 | 理 由 |
|-------------------------|----------------------|--|
| 流動性 | 有り | 負債の構成要素を2つに分割することは、全体として、分類要因があたかも1つの構成要素のみの場合と同じように流動性を描写するため、それゆえこの目的は満たされるであろう。 |
| 支払能力 | 無し | 負債の構成要素を2つに分割することは、全体として、分類要因があたかも1つの構成要素のみの場合と同じように支払能力を描写するため、それゆえこの目的は満たされないであろう。 |
| 財務業績 | 役立つ | 企業固有の変数に基づく負債の測定額の変動が包括利益計算書に含まれないため、負債が単一の構成要素のみによって成り立つ場合のコンフリクトを解消するのに役立つ。しかし、資本請求権の移転発行義務の分類については何の影響も及ぼさないため、財務業績のレリバンスが低下するという意味での問題は残る。 |
| 特定クラスの 金融商品の リターン | 無し | このクラスが有する経済的資源に対する権利の減少が、費用として報告されないため、この目的は満たされない。 |

(出所) EFRAG討議資料 (2014, pages 44 and 51) に基づいて筆者が作成。

内容（前掲図表3－4）と、ここで提案された構成要素体系に関する分析内容とをあわせて示したものである。

参加義務区分を設けることは、流動性および支払能力に影響を与えないが、財務業績については、参加義務項目の測定値の変動額を損益に算入させないという点でレリバンスを高めるという1つの改善を加えている。

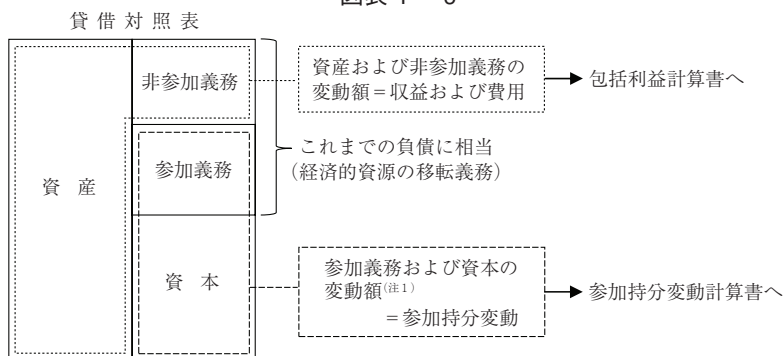
さらに、下記の図表4－3は、参加義務区分を設ける構成要素体系の連携を示したものである。ここでは、貸借対照表に参加義務区分が新たに加わることにより、表示においてどのような変更が加えられるのか、また、

図表 4－2

| | 既存の構成要素体系 (負債＝経済的資源の移転義務) | 提案された構成要素体系 (参加義務区分の設置) |
|-------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 流動性 | 有り | 有り |
| 支払能力 | 無し | 無し |
| 財務業績 | 無し | 役立つ |
| 特定クラスの 金融商品の リターン | 定義に依存／無し | 無し |

(出所) 筆者作成。

図表 4－3



(注1) 資本については、所有者との取引部分による変動額。

(出所) 筆者作成。

既存の情報が失われる可能性はあるのかについて、さらには、この構成要素体系によってどのような資金提供者を対象とした利益の計算が行われるようになるのかについて追加的な検討を行う。

図表4-3にみるように、貸借対照表の貸方においては、非参加義務と参加義務のそれぞれの金額が示されることになり、既存の負債に相当する金額が表示上に現れないことになる。しかしながら、非参加義務と参加義務を合算することにより、経済的資源の移転義務に相当する負債の合計額を算定することは可能である。また、参加義務と資本を合わせた範囲は、企業価値に積極的に参加連動する所有者持分（権益）に相当すると考えられ、参加義務と資本の合計額は、彼らの持分に加えられる利益を計算するための基礎として位置づけられる。すなわち、ここでの包括利益計算書においては、企業価値に積極的に参加する所有者（この場合、自社株式を対象とした売建てコール・オプションの保有者を含む）に帰属するような利益が計算・表示されることになるという説明を加えることができる。

もっとも、新たな構成要素を設けることは、会計全体の複雑性を高めることになり、それは作成者、利用者および監査人にも財務諸表に関わるコスト負担の増加を強いるものである。また、参加義務という構成要素を設けたとしても、資本請求権の移転発行義務に関する取扱いには何らの影響も及ぼさないという意味で課題は残る。

4. 2 資本請求権の移転発行義務を分類する構成要素

EFRAG討議資料（2014）では、参加義務を分類する構成要素の提案に加えて、資本請求権の移転発行義務を分類する構成要素の提案も行われている。上述したように、資本請求権の移転発行義務に関する取扱いについては、負債と資本の既存の定義を前提にしたとき、さまざまな問題が指摘されてきており、それらの問題に対処するためにFASB予備的見解（2007）や

IASB討議資料（2008a）などが公表されてきた。EFRAG討議資料（2014）によるこの提案もそのような問題意識の延長線上にあるといえ、先に述べたように、とりわけ資本請求権の移転発行義務の取扱いに関連づけて、(a) 現金決済が見込まれる場合でも決済のオプションが発行体にあるために資本分類される金融商品の取扱いと、(b)ほとんどの取引が資本分類を意図して構成され、それらにはトレーディング、借入、または投資の活動において生じる金融商品が含まれうることに關する問題が注目されている。

とくに(b)の問題について、EFRAG討議資料（2014）では、次のような点が強調されている。すなわち、資本請求権の移転発行義務が、本来、包括利益計算書に記載されるのがベターな、トレーディング、投資または投機の活動から生じる可能性があるため、それら義務を資本に分類してしまうことは、財務業績の報告に逆効果（counterproductive）をもたらすことになるとしている。これは、とくに取引の決済のために資本金融商品（equity instruments）が貨幣として利用される状況であるとしている（para. 182⁽²⁵⁾）。

さらに、EFRAG討議資料（2014）においては、資本請求権の移転発行義務を負債に含めることは、資本請求権の引受権利を資産に含めてしまうということを含むから、流動性または支払能力の目的と整合しないとしている（para. 183）

したがって、EFRAG討議資料（2014）では、資本請求権の移転発行義務を分類するために新たな構成要素を設けることは、それが包括利益を通じて再測定されるのであれば、流動性や支払能力の目的を満たすのに役立つとしている。新たな構成要素は、資本請求権の移転発行義務とともに資本請求権の引受権利も借方項目またはマイナス項目として取り込み、経済

(25) 「fixed-for-fixed」の原則を満たさない資本請求権の移転発行義務を負債に含めるようなIAS 32の修正は、資本分類を達成しようと構成された金融商品の発行例が増加してきたことに起因して導入されたとしている（EFRAG 2014, page 46）。

的資源の移転ではない価値の移転に関する権利義務を示すことができるだろうとしている (para. 184)。さらに、測定方法に依存することにはなるが、プッタブルな株式と、資本を対象とした現物決済デリバティブに関して反直感的な会計であると一部の者がみなす問題に対して、可能性のある解決策を提示できるだろうともしている (paras. 185-186)⁽²⁶⁾。

EFRAG討議資料 (2014) による、資本請求権の移転発行義務の区分を設ける提案に関する各目的との整合性の分析は、下記の図表 4 - 4 のようにまとめられる。

まず、流動性については、負債が経済的資源の移転義務で限定されているため、既存の定義と同様に、整合性が得られるとされる。支払能力については、資本請求権の引受権利を資産およびその他借方項目に含め、また資本請求権の移転発行義務を負債およびその他貸方項目に含めることにより、前者の価値が後者の価値を上回る程度を示すことができるという点で、支払能力の描写に寄与するということが考えられる。また、負債に相当するプッタブルな株式の償還金額が包括利益を通じて測定されるなら、資本請求権の引受権利も新たな構成要素の借方項目として包括利益を通じて測定されることにより、価値ベースによる借方項目と貸方項目を用いた支払能力分析が可能であるとみられる⁽²⁷⁾。さらに、財務業績の報告については、資本金融商品が貨幣として利用される状況であれば、それを発行する義務は、包括利益を通じて測定される必要があるとし、新たな構成要素はその

(26) この主張は、プッタブルな株式の償還金額が負債に分類されて包括利益を通じて測定されるならば、自己の資本請求権を引き受ける権利についても、新たな構成要素の借方項目としたうえで、包括利益を通じた測定がなされるべきであろうという測定基礎の整合性を求めるものであると考えられる。

(27) EFRAG討議資料 (2014) で想定される支払能力の分析では、資産およびその他借方項目が負債およびその他貸方項目を上回る程度について価値ベースで捉えることも許容されているように思われる。

図表 4-4

| | 資本請求権の移転発行義務／引受権利の区分を設けた構成要素体系 | 理由 |
|-----------------|--------------------------------|--|
| 流動性 | 有り | 経済的資源の移転義務と資本請求権の移転発行義務とを区別しているため、新たな構成要素は流動性を描写するのに役立つだろう。 |
| 支払能力 | 役立つ | 資本請求権の引受権利が新たな構成要素の借方項目として適切に描写されるため、企業に対してプッタブルな金融商品については支払能力を描くのに役立つだろう。 |
| 財務業績 | 役立つ | 企業自身の資本金融商品（own equity instruments）が貨幣としてトレーディング、借入または投資の活動から生じる義務を決済するのに利用されている場合、その義務が包括利益を通じて測定されれば、報告される財務業績のレリバンスを高めることになる。 |
| 特定クラスの金融商品のリターン | 影響なし | もし資本にある1つのクラスの金融商品のみが含まれるなら、資本請求権の移転発行義務は自動的に負債に分類され、それゆえ報告される業績と差異がなくなるから、この新たな構成要素は特定クラスの金融商品のリターンの表示に影響を及ぼさないだろう。 |

(出所) EFRAG討議資料（2014, pages 47 and 51）に基づいて筆者が作成。

ような手続きに寄与して、財務業績のレリバンスを高めると説明されている。最後に、特定クラスの金融商品のリターンの表示については、資本に1つのクラスの金融商品のみが含まれるかどうかで達成されるものであるから、当該提案はこの目的に影響を及ぼさないとしている。

また、参加義務の区分に関する提案と同様、資本請求権の移転発行義務の区分に関する提案も、負債を経済的資源の移転義務で限定するような既

存の構成要素体系からの派生的なものともみなすことができる。したがって、当該提案についても、既存の体系における4つの目的からの分析内容と比較することは有益であろう。下記の図表4-5は、既存の構成要素体系に関する分析内容と、資本請求権の移転発行義務の区分が設けられた構成要素体系に関する分析内容をまとめたものである。

資本請求権の移転発行義務の区分を設けることは、支払能力と財務業績の両方に改善を加えている。ただし、支払能力に関する改善の内容については、包括利益を通じた測定を前提にしているため、価値ベースの借方項目と貸方項目に基づいた義務決済能力の描写が可能となるという意味での改善を指している。そこでは、測定基礎の選択に関する問題が未解決のままであることに留意したい。財務業績に関する改善の内容については、資本請求権が貨幣として利用されている状況が前提とされている場合にレリバンスが改善されるというものであり、そのような状況が存在しないのであれば、包括利益のボラティリティをいたずらに高めてしまうおそれがあることに留意したい。また、自己の株式が対象とされる限り、その株価の変動による反直感的な会計による影響が包括利益にもたらされることになる。さらに、企業固有の変数に基づく経済的資源の移転義務は依然として負債に分類されるため、この義務に関する反直感的な会計という課題も残

図表 4-5

| | 既存の構成要素体系 (負債=経済的資源の移転義務) | 提案された構成要素体系(資本請求権の移転発行義務区分の設置) |
|-----------------|------------------------------|--------------------------------|
| 流動性 | 有り | 有り |
| 支払能力 | 無し | 役立つ |
| 財務業績 | 無し | 役立つ |
| 特定クラスの金融商品のリターン | 定義に依存/無し | 影響なし |

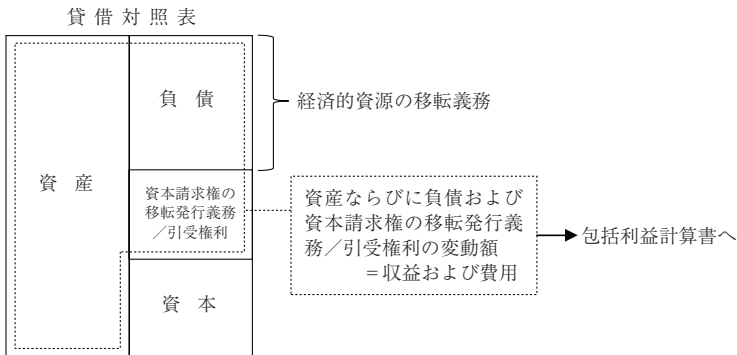
(出所) 筆者作成。

されたままとなる。

さらに、下記の図表4-6は、資本請求権に関する区分を設ける構成要素体系の連携を示したものである。ここでも、貸借対照表に新たな構成要素が加わることにより、表示においてどのような変更が加えられるのか、また、既存の情報が失われる可能性はあるのかについて、さらには、この構成要素体系によってどのような資金提供者を対象とした利益の計算が行われるようになるのかについて追加的な検討を行う。

図表4-6にみるように、貸借対照表の貸方においては、負債と資本請求権に関する区分が個別に表示されることになり、情報利用者は、経済的資源の移転義務の範囲をこれまでと同様に把握することができる。また、従来、資本区分に埋没されていた資本請求権に関する権利義務がその表示上で明らかにされる、という意味での改善もたらされている。さらに、当該権利義務は、包括利益を通じて測定されることが想定されており、とくに資本請求権の移転発行義務がトレーディングや投資から生じるものであれば、財務業績のレリバンスを高めることに寄与するとされている。このことは、資本を企業の所有者が有する基本的な金融商品（たとえば普通株式）に限定し、

図表 4 - 6



(出所) 筆者作成。

彼らにとって利用可能な経済的資源を減少させる要因（普通株式以外の請求権）を資本以外の構成要素に収める構想と類似している。つまり、この提案は、FASB予備的見解（2007）で提案された基本的所有アプローチと類似しているといえる。しかし、当該義務が負債に分類されず独自の区分として設けられているところ、また、再測定を行うにしてもその変動額について純利益算入の含みがみられないというところが異なる。この提案においては、たとえば残余性や劣後性で説明されるような基本的な資本請求権の保有者が想定され、彼らに帰属する利益の計算・表示を行うような仕組みが構想されているとみられる。

もっとも、参加義務に関する区分を設ける場合と同様、資本請求権に関する区分を設けることは、会計全体の複雑性を高めることになり、それは利害関係者のコスト負担を大きくすることになる⁽²⁸⁾。

(28) EFRAG討議資料（2014）においては、請求権を分類するための構成要素を設けることと代替的な手段として、既存の構成要素の枠内における別個の表示または開示（differential presentation/disclosure within one element）を行う方法も指摘されている。もし既存の構成要素の枠内における別個の表示または開示が当該構成要素の目的を変更させないで可能であれば、有効な手段となりえる。しかしながら、そのような別個の表示において扱われる性質の異なる請求権の適用例が増えてくると、1つの構成要素の枠内において異なる測定方法（たとえば、直接的に測定し再測定を行うことと、残余の一部として測定すること）を用いることが許容される可能性が高くなり、これが原因で、共通の性質を有する取引および事象をグルーピングしてその財務的な効果を集約するという構成要素の目的が保持されなくなるといっておそれが出てくる。結局、同一の構成要素の枠内において、異質な請求権を取り込み、それらについて異なる測定方法を用いるという行為は、既存の構成要素から新たな構成要素を分離して構築する行為と等しくなるように思われる。構成要素枠内の別個の表示または開示は、異質な請求権を取り込むという機能性が高められるにつれて、新たな構成要素を設ける考え方に近似していくようになると思われる。

5 概念フレームワークの構成要素の体系化に対する示唆

以上のように、本稿では、EFRAG討議資料（2014）におけるさまざまな提案とそれを対象に行われた分析を概観してきた。また、EFRAG討議資料（2014）による提案に対して若干の補足的な検討を加えた。ここでは、これらの分析結果をふまえて、概念フレームワークの構成要素の体系化に対する示唆を述べる。

5. 1 議論のプロセスから得られる示唆

EFRAG討議資料（2014）で展開されている議論のプロセスの特徴は、すでに述べたように、負債と資本の概念形成に関する議論に含まれるであろう各論点が階層化されて明示されているところにある。しかも、その階層化された各所の論点においては、選択の対象となるべきさまざまな提案が示されており、EFRAG討議資料（2014）では、その提案ごとに目的との整合性に関する分析が行われている。

このような議論のプロセスから得られる示唆としては、第1に、各論点が階層化されて示されることで、複雑な負債と資本の概念形成に関する議論が、①貸方構成要素の編成（貸方構成要素の数と種類）、②構成要素の定義づけの方法（積極的な定義づけか消極的な定義づけか）、③構成要素の定義（概念の内包または分類要因の特定）という3つの基本的な議論に分解されて扱われるようになるということがあげられる。また、①は最上位の論点として位置づけられ、②から③にかけて下位の論点に移行している。負債と資本の概念形成に関する議論の細分化と上位／下位の論点の識別は、精緻な議論の展開に有益である。

第2に、EFRAG討議資料（2014）では、現行のIASB概念フレームワー

クで示されるような会計情報の一般的な利用目的を想定して、それを満足させる複数の項目（とくに、流動性、支払能力および財務業績）を描写するという目的をあらかじめ設定し、自ら提示したさまざまな試案⁽²⁹⁾について、それらの目的がどの程度満たされるかという分析が試みられている。これは、実質的に、EFRAG自らの提案、より突き詰めていけば欧州からの意見発信をIASB概念フレームワークの観点から評価していることになるといえる。また、複数の試案をあげてIASB概念フレームワークの目的が満たされるかどうかという検証作業を行うことにより、IASB概念フレームワークとIFRSsの開発の議論に対して大きく貢献することができる。EFRAG討議資料（2014）は、分析視座にIASB概念フレームワークの目的を採用することで、自らの意見発信と開発への貢献活動を効果的に行っているといえる。

5. 2 提案と分析から得られる示唆

すでに述べたように、EFRAG討議資料（2014）は、負債と資本の概念形成に関する議論の階層化のもとで示された各論点について、さまざまな提案を行い、それら提案に対して分析を加えている。そこでの分析視座には、情報利用者の利用目的に適う項目ないしはそれら項目が加工された情報が用いられており、具体的に4つの項目として、流動性、支払能力、財務業績および特定クラスの金融商品のリターンが取り上げられている。EFRAG討議資料（2014）は、これらの項目を描写するという目的に基づいて自らの提案を分析している。ただし、企業の財務業績の報告には包括

(29) 実際、EFRAG討議資料（2014）で用いられる流動性と支払能力は、IASBのアンジェンダ・ペーパーで示される流動性と支払能力の定義と整合しているとされ（para. 24）、また、財務業績の報告についても、IASBが志向する包括利益の表示が想定されている。

利益の表示が想定されていることや、特定クラスの金融商品のリターンを表示することの困難⁽³⁰⁾さに留意する必要がある。

EFRAG討議資料(2014)で提案されたもののうち、とくに注目すべき内容としては、貸方構成要素の編成についての提案があげられる。具体的には、貸方1区分、貸方2区分および貸方3区分(以上)のアプローチが提案されているが、そこでは、請求権を貸方構成要素に振り分けるための分類要因を特定せずに(構成要素(概念)の内包を特定せずに)、また、構成要素を積極的に定義するか消極的に定義するかも定めずに、それらについて上記目的との整合性が分析されている。得られた分析結果としては、貸方1区分の場合、流動性および支払能力についてはその描写目的を満たすことが可能とされ、財務業績の報告と特定クラスの金融商品のリターンの表示については、満たされないということが明確な形で得られた。しかしながら、貸方2区分と貸方3区分については、定義が不在という根本的な要因により分析できないというものであった。

この結果を解釈すると次のように説明できる。貸方で請求権を並列に扱う考え方においては、貸方全体(1区分)が請求権という単一の枠で成立しているため、そこでの意味づけ(定義)が必要とされないということである。貸方1区分に対する分析の結果は、各種の請求権が並列に表示されるだけで、流動性と支払能力という描写目的を達成できるというものである。これに対して、貸方2区分については、必然的に、区分の意味づけが伴わなければならない。1つの枠を2つに分割するためには、少なくとも1つの区分に意味づけを行う必要があるからである。請求権という枠をど

(30) これまで述べてきたとおり、特定クラスの金融商品のリターンを表示するためには、資本が1つのクラスの金融商品のみによって構成される必要があるが、概念フレームワークや会計基準のレベルでそのような取決めを行うことは、現実的に不可能に近いと思われる。また、EFRAG討議資料(2014)で示されたほとんどの提案においても、この目的との整合性は得られていない。

ここで切るかが決まっていな以上、目的との整合性について分析不能であるという結果は必然といえる。この説明から得られる示唆は、定義づけの必要性は貸方2区分から生じるということである。また、このことは、負債と資本の概念形成をめぐる議論において、貸方2区分を基本的な前提ないしは出発点として位置づけることの合理性を示唆しているように思われる。貸方3区分については、貸方2区分から派生したものとして捉えることができ、もう1回分の区分のための意味づけ（定義）が必要とされる。

また、EFRAG討議資料（2014）では、負債と資本をともに積極的に定義することの可能性も提案している。これは、構成要素の目的を保持するための有効な手段とされている。構成要素の目的が、共通する取引および事象をグルーピングしてそれらの財務的な効果を集約するというのであれば、負債と資本もそれぞれのグルーピングと集約の目的が達成されるように、積極的に定義されることが望ましいといえる。しかしながら、貸方2区分を前提とする場合、負債と資本を積極的に定義すると、請求権の分類で重複する項目が生じる可能性がある。また、現実に観察される事象の中には、貸方2区分のいずれにも属さない抜け落ちの項目も生じるおそれがある。この重複と抜け落ちに対する有効な対処法として、新たな第3の構成要素を設ける考え方が提示されている。このことは、貸方2区分のもとで、負債と資本の両方の構成要素の目的をより高い水準で達成しようとするれば、新たに第3の構成要素を設けるような貸方3区分の議論が必然的に展開されるということを示唆している。これに近い実現例としては、日本の基準設定主体が公表した概念フレームワークをあげることができる。そこでは、負債と利益計算の基礎となる株主資本が、各々の目的の達成のために、積極的に定義されている。負債については経済的資源の移転義務として、また、重視される純利益を計算するための基礎である株主資本については株主による出資金と株主に帰属する成果の累積として、積極的な

定義づけがなされている。また、負債と株主資本のいずれにも属さない抜け落ちの項目については、資産と負債の差額概念である純資産のうち、株主資本以外の部分で取り扱われている。

さらに、EFRAG討議資料（2014）では、資本を積極的に定義する場合に、財務報告の観点、すなわち、所有主の観点と企業の観点との親和性が指摘されており、所有主の観点と企業の観点の各々に基づく資本の積極的な定義が提案され分析されている。分析結果として、所有主の観点に基づく定義では、所有金融商品というある程度明確な分類要因に基づいて、それに見合う具体性の伴った分析結果が得られている。他方、企業の観点に基づく定義では、多様性に富む反面、一意のアプローチが直接的に特定されず、得られた分析結果は、有益な定義の開発が条件とされる「定義に依存」という脆弱なものであった。このことから、まず、所有主の観点に基づく資本の定義と企業の観点に基づく資本の定義は、分類要因が明確に特定されていない段階では、比較可能なレベルにあるものではなく、代替的な選択肢とはなりえないことを指摘することができる。とはいえ、企業の観点に基づく資本の定義は、請求権の任意の経済的な特徴に基づいて分類要因を設けることが可能であると考えられており、貸方2区分のもとで多様なアプローチの可能性が存在するという利点がある。さらに、所有主の観点に基づく資本の定義については、次の課題を指摘することができる。すなわち、所有主の観点に基づく資本の定義は、所有者としての地位に着目するため法制度との結びつきが強く、さしあたりシンプルな構想が描かれるように思われるが、それはかえって、複数の国・地域に横断して適用されるIFRSsには馴染まないという問題が指摘される。個々の法制度における所有者としての地位を表章した金融商品が必ずしも同一の経済的特徴を有するとは限らないからである。法的形式という名目からの影響を排除するような、企業の所有者ないしは所有金融商品の一般性を追求した分類要因

(たとえば、残余性)の設定は、FASB予備の見解(2007)で試みられたが、それでも組合などの組織体に馴染まないという批判が加えられた。

最後に、最も顕著な提案として、EFRAG討議資料(2014)では、これまでの議論で扱われた特定の請求権項目(義務)を対象に、第3の構成要素を設ける新たな構成要素体系の提案が行われ分析されている。とくに、企業固有の変数に基づく経済的資源の移転義務である参加義務の区分と、資本請求権の移転発行義務の区分に関する提案は、EFRAG討議資料(2014)全体の議論を通して最終的かつ集約的なものとなっている。本稿では、EFRAG討議資料(2014)における提案区分の分析を概観したあとに、既存の構成要素体系(負債=経済的資源の移転義務)と提案区分を含む新たな構成要素体系との比較検討を加えた。検討結果にみる提案区分の効果は、ストックに関わる目的とフローに関わる目的との間のコンフリクト(支払能力および流動性と企業の財務業績報告との間のコンフリクト)を解消させ、4つの目的のうち1つないしは2つの目的の改善をもたらすものであった。これらの内容から、第3の構成要素を設けることの意義を次のように説明することができる。第1に、第3の構成要素を設けることは、既存の構成要素体系の枠組みを維持したうえで、追加的な区分を設けるものであり、既存の構成要素の目的をいたずらに喪失させるものではないということを指摘することができる。第2に、現行の概念フレームワークおよび会計基準のもとで、目的間で生じているコンフリクトを解消しようとする、現実にはIASBをはじめ多くの基準設定主体が経験しているように、多大な時間と資源の消費が伴う。たとえば、貸方2区分のもとで、当該目的を高い水準で達成しようとする場合、構成要素の定義の開発には、それ相応の時間と資源の投入が必要となる。しかしながら、第3の構成要素を設ける方法は、既存の枠組みを維持しつつ、解消したいコンフリクトと改善したい目的に焦点を絞って、概念フレームワークや会計基準に新た

な構成要素体系をもたらすことができると考えられる。第3の構成要素を設ける方法は、コストの節約に適った、概念フレームワークや会計基準の有益な改善手段であるといえる。

6 おわりに

本稿では、EFRAG討議資料（2014）で階層的に示される論点に注目し、そこでの提案内容と分析について概観してきた。また、EFRAG討議資料（2014）の分析を補足するような追加的な検討を行い、最後に、EFRAG討議資料（2014）で展開されている議論のプロセスから得られる示唆と、各種の提案内容と分析から得られる示唆について述べた。

EFRAG討議資料（2014）では、既存の議論に拘泥せず、上位の論点から丁寧な負債と資本の概念形成に関する問題が扱われている。利用者に提供されるべき項目を描写するという目的の設定といった企業会計の一般論を皮切りに、貸方2区分の議論を出発点とすることの合理性を示唆し、最終的には、負債と資本の貸方2区分の議論から派生する、第3の構成要素を設けるような新たな構成要素体系に関する提案を行っており、議論は膨大で、かつ広範にわたっていた。

欧州は、IFRSsの最大規模の利用者であり、その欧州の利害関係者団体や基準設定主体から構成されるEFRAGは、IASB概念フレームワークやIFRSsの開発に対する先導的な取組みについて豊富な経験を有している。日本の市場関係者や基準設定主体がこれに学ぶところは決して少なくない。今回のEFRAG討議資料（2014）にみられる主張やその取組みは、IASB概念フレームワークやIFRSsの多くの部分を議論の前提として取り込んでおり、PAAinE討議資料（2008）と比べて独自色の強い主張は抑えられているように思われる。この変化にどのような意図が隠されているかは把握で

きないことであるが、今回、EFRAG討議資料（2014）で示される議論は、IASB概念フレームワークやIFRSsに関する議論と高い整合性を有しており、それゆえ議論の比較可能性が多くの部分で確保されている。

EFRAG討議資料（2014）に残る未解決な問題として最も懸念されることは、測定基礎に関する議論が多くの部分で欠落していることである。多くの箇所、包括利益を通じた測定という表現が用いられていたが、具体的な測定基礎の記述は避けられていた。また、財務業績の報告が包括利益の表示をもって行われるということも、リサイクリングなどの問題と関係して合意が得られていない部分が多く残っている。さらに、EFRAG討議資料（2014）においては、資本請求権が貨幣として利用されている状況を前提に、経済的資源を移転しない義務と経済的資源を移転する義務とを同一視し、経済的資源を移転しない義務についても包括利益を通じた測定の対象とする、ということが構想されていた。しかし、会計基準および実務ガイダンスレベルで個々の企業のそのような状況を識別することは困難である。このことは、包括利益を通じた測定の対象となる義務（の範囲）を拡大させる、というような拡張論につながりうる。もっとも、事後的に包括利益を通じた測定を行うという意味も不明瞭のまま議論が進められていた。この要因は、IASBによるこれまでの主張を無条件に許容しているところにあると思われる。IASB公開草案（2015）にみられるように、業績報告に対する考え方にも少しずつ変化が生じており、今後の動向を注視する必要があるだろう。

（付記）本稿は、科研費（課題番号15K17174）による助成を受けたものである。

引用・参考文献

- 秋葉賢一. 2015. 「IASBにおける資本と利益の行方」『会計』187 (1) : 16-26.
- 青木 隆. 2011. 「欧州における負債・持分の区分の動向」『中央学院大学商経論叢』25 (2) : 105-125.
- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG). 2014. *Classification of Claims*. Discussion Paper. Brussels, Belgium: EFRAG.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1976. *An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and their Measurement*. Discussion Memorandum. Stanford, CT: FASB. (津守常弘監訳. 1997. 『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社.)
- . 1990. *Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*. Discussion Memorandum. Norwalk, CT: FASB.
- . 2007. *Financial Instruments with Characteristics of Equity*. Preliminary Views. Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2003. *Financial Instruments: Presentation*. International Accounting Standard 32 (revised 2008). London, UK: IFRS Foundation.
- . 2008a. *Financial Instruments with Characteristics of Equity*. Discussion Paper. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2008b. *Preliminary Views on Financial Statement Presentation*. Discussion Paper. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2013. *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. Discussion Paper. London, U.K.: IFRS Foundation.
- . 2015. *The Conceptual Framework for Financial Reporting*. Exposure Draft. London, U.K.: IFRS Foundation.
- 池村恵一. 2011. 「貸借対照表の貸方区分モデルと利益計算」『会計』179 (6) : 80-94.
- 川村義則. 2010. 「企業会計上の資本概念の再考」『金融研究』29 (3) : 175-192.
- Kirschenheiter, M., R. Mathur, and J.K. Thomas. 2004. Accounting for employee stock options. *Accounting Horizons* 18 (2) : 135-156.
- 野口晃弘. 2010. 「資本概念に関する国際的な動向—二元的な資本計算の可能性」『企業会計』62 (1) : 73-76.
- 野間幹晴. 2009. 「ストラクチャリングをめぐる経営者の裁量的行動と会計基準」IMES Discussion Paper Series 2009-J-14.
- Ohlson, J.A., and S.H. Penman. 2005. *Debt vs. equity: Accounting for claims contingent on firms' common stock performance with particular attention to employee compensation*

- options*. White Paper No.1, Columbia Business School.
- Paton, W. A., and R. A. Stevenson. 1918. *Principles of Accounting*. New York, NY: Macmillan.
- Pro-Active Accounting Activities in Europe (PAAinE). 2008. *Distinguishing between Liabilities and Equity*. Discussion Paper. Brussels, Belgium: EFRAG.
- 山田純平. 2014. 「資本・資産・負債」『企業会計』66 (1) : 143-149.
- 米山正樹. 2015. 「問い直すべき概念フレームワークの存在意義—「概念フレームワーク」見直しプロジェクトの成果と課題—」『会計・監査ジャーナル』27 (11) : 67-73.